

千葉市立小学校設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月11日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

千葉県規則第7号

千葉県立小学校設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則

千葉県立小学校設置条例（昭和39年千葉県条例第15号）附則第2項の規則で定める日は、令和3年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。